



町職員を募集します!

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

- 採用予定日 平成28年4月1日
- 採用予定人員 各職種とも若干名
- 勤務予定場所 保育士以外:本庁および出先機関、保育士:町内の保育園
- 採用職種・受験資格

採用職種		受験資格
一般事務	上級行政	平成元年4月2日以降に生まれた人で、大学(短期大学を除く)を卒業した人
	中級事務	平成3年4月2日以降に生まれた人で、短期大学を卒業した人
	初級事務	平成5年4月2日以降に生まれた人で、高等学校を卒業した人
土木技師	上級土木	平成元年4月2日以降に生まれた人で、大学(短期大学を除く)の土木課程を卒業した人
	中級土木	平成3年4月2日以降に生まれた人で、短期大学の土木科を卒業した人
	初級土木	平成5年4月2日以降に生まれた人で、高等学校の土木科を卒業した人
	社会人枠	昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人で、土木課程等(専門学校を含む)を卒業した人または関連資格を有し、実務経験のある人
保育士	中級	平成元年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人
	社会人枠	昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人で、保育士の資格を有する人
保健師		昭和60年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人
社会福祉士 主任介護支援専門員		昭和52年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士および主任介護支援専門員の資格を有する人

注1) 受験資格について

- 各職種とも、受験資格にある学校(学校教育法によるものに限る)と同等と認める学校等を卒業した人および平成28年3月までに卒業見込みの人を含みます。
- 専門職については、平成28年3月までに資格取得見込みの人を含みます。
- 大学またはこれと同等と認める学校等を卒業した人は、中級および初級を受験することができません。同様に短期大学等を卒業した人は、初級を受験することができません(社会人枠を除く)。

注2) 次のいずれかに該当する人は、いずれの職種も受験できません。

- (1)日本の国籍を有しない人
- (2)地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人

- 試験日および場所 平成27年9月20日(日) エコールみよた
※時間等は、申込者に別途通知します。
※試験内容等についての詳細は、町のホームページに掲載していますのでご覧ください。

■受験手続

申込書類	<input type="checkbox"/> 御代田町職員採用試験受験申込書(町指定※) <input type="checkbox"/> 健康診断書(町指定※) <input type="checkbox"/> 写真(申込日前3ヵ月以内に撮影したものを申込書に貼付) <input type="checkbox"/> 最終学校の卒業証明書または卒業見込証明書 <input type="checkbox"/> 最終学校の成績証明書 <input type="checkbox"/> 受験資格に必要な免許等を有する人は、免許証等の写し	
申込方法	持参による 申し込み	受付期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間(土・日曜日および国民の祝日を除く)に総務課庶務係へ持参してください。
	郵送による 申し込み	必要書類を必ず封筒に入れ、特定記録郵便などの確実な方法により総務課庶務係宛に郵送してください。7月31日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。ただし、日本国外からの郵送によるものは、7月31日(金)までに到着したものに限り受け付けます。
受付期間	平成27年6月25日(木)から平成27年7月31日(金)まで	
受験票	申し込み終了後、申込者宛に郵送します。(受験票には、受験申込書と同じ写真を貼付してください。)	

※町指定の様式は、ホームページからダウンロードしてください。総務課でも交付しています。

- 給与 御代田町職員給与条例等の定めにより支給します。

問い合わせ・郵送宛先 〒389-0292 御代田町大字御代田2464-2 総務課庶務係(内線29)

マイナンバーが始まります！(社会保障・税番号制度)



マイナンバー (個人番号) とは

住民票がある全員に配布される**12桁の番号**です。
今年10月から、皆さん一人ひとりにマイナンバー(個人番号)が通知されます。
原則として、一度配布されたマイナンバーは一生変更されません。
マイナンバーは、行政のいろいろな部門で管理している個人の情報をつなぐ役目を果たします。
これによって国や地方公共団体等での情報連携が可能になり、さまざまなメリットをもたらします。



マイナンバー 導入による メリットは

- ①国民の利便性の向上
年金や福祉などの申請で、添付書類の削減など、行政手続きが簡素化されます。
- ②行政の効率化
行政機関などで、作業のムダが削減され、手続きがスムーズになります。
- ③公平・公正な社会の実現
所得や行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、未払いや不正受給を防止できます。

マイナンバー制度のお問い合わせは

コールセンター(全国共通ナビダイヤル)

0570-20-0178

平日 午前9時30分～午後5時30分

(土日祝日・年末年始を除く)※通話料がかかります。

ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>



マイナンバーキャラクターマイナちゃん

★次号はマイナンバーの利用について掲載します。

日本年金機構からお知らせ

「年金情報流出」を口実にした振り込め詐欺や
個人情報の搾取にご注意ください。

- 日本年金機構において、職員の端末に対する外部からのウィルスメールによる不正アクセスにより、当機構が保有している情報の一部が外部に流出したことが5月28日に判明しました。このうち、現時点において確認されている個人情報約125万件です。該当するお客さまには、基礎年金番号を変更させていただき、万全の対処を期す方針です。そのため準備を早急に進めてまいります。
- 日本年金機構からお客さまにお金を要求することは一切ありません。
- 日本年金機構がお客様にATMの操作をお願いすることは、一切ありません。
- お客さまの個人情報(家族構成など)を確認することはありません。
- ご自宅や職場などに日本年金機構や機構の職員などを名乗る電話がかかってきたら、迷わずに電話ください。

専用電話窓口

(コールセンター)

0120-818211

受付時間

午前8時30分～午後9時

警察相談専用電話

#9110

または最寄りの警察署まで

●この年金情報流出事案に関して次のようなことはありません
●日本年金機構や年金事務所からお客さまに電話することはありません。基礎年金番号の変更に関するご連絡は、後日、文書をお送りします。